

おらほの



教室

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収

特別徴収について

上記保険料（税）の納付方法には、納付書または口座振替により納付する普通徴収と、年金からの天引きにより納付する特別徴収があります。

普通徴収から特別徴収への切り替えは自動的に Rowe されますので、役場などでの手続きは不要です。また、昨年度まで口座振替により納付されていた人についても、年金からの天引き（特別徴収）が自動的に開始されますので、金融機関などでの手続きは不要です。

なお、ご本人やご家族の所得額、住民税課税状況が変更された場合およびご本人の年金受給額が減額した場合に、納付方法が普通徴収に切り替わる場合があります。

※保険料が増額した場合は差額分の納付書を送付します。

特別徴収の人の保険料額が所得更正などにより減額になった場合、翌月または翌々月まで特別徴収により「変更前」の金額が徴収されます。「変更後」の金額との差額は後日還付しますので、「還付通知書」が届くまでお待ちください。

各種保険料の特別徴収について

●介護保険料

特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上の人

●国民健康保険税

世帯主を含む国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯かつ年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険料額（年額）と国民健康保険税額（年額）を合算した金額が受給している年金の2分の1の金額を超えない人

●後期高齢者医療保険料

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険料額（年額）と後期高齢者医療保険料（年額）を合算した金額が受給している年金の2分の1の金額を超えない人

特別徴収が実施される月（○の付いている月が特別徴収月です。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
介護		○		○		○		○		○		○
国保		○		○		○		○		○		○
後期		○		○		○		○		○		○

仮徴収の実施について

例年、保険料（税）を算定し年額を確定するまでに期間を要するため、年額が確定するまでの間、4月・6月・8月分の保険料（税）額は前年度の金額に基づいて徴収します。

- ・前年度が特別徴収 → 前年度2月分の保険料（税）額と同額
- ・前年度が普通徴収 → 前年度保険料（税）額の6分の1の金額

なお、確定した保険料（税）の年額と仮徴収で納めていただいた金額との差額は、10月・12月・2月の期間（本徴収）で徴収します。各保険料（税）の本徴収額および年額については、7月の確定通知書でお知らせします。

☆仮徴収・本徴収の期間については下記のとおりです☆

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

口座振替納付奨励金の廃止について

口座振替利用初年度において、町税（介護保険料などは除く。）を納期内納付された人に奨励金3,000円を交付していましたが、令和3年度で奨励金は廃止となります。新たに口座振替をご希望の方は、金融機関窓口でお申し込みください。

口座振替申し込みに必要なもの

- ①振替を希望する税目の納付書または領収書
 - ②預（貯）金通帳
 - ③預（貯）金通帳の届出印
- 上記の3点をお持ちの上、預（貯）金通帳の金融機関窓口にてお手続きください。このほか免許証や身分証明書の提示を求められることもあります。（申込用紙は、町内各金融機関窓口にて備え付けています。）

* 今月の保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

軽自動車税 ……………全期
国民健康保険税…第1期（暫定）

口座振替日
4月26日(月)

納付期限
4月30日(金)

問 町民税務課税務係 ☎46-1372